六世紀の倭と朝鮮半島諸国

佐藤 信

目 次

要旨

はじめに一あたらしい六世紀の日韓関係史に向けて一

- 一、加耶史研究の新展開
- 二、磐井の戦いと東アジア
 - 1. 倭の五王から六世紀の倭王権へ
 - (1)倭の五王の歴史的背景
 - (2)倭の五王
 - 2. 磐井の戦い
 - 3. 倭の大王と地方豪族
- 三、倭の仏教受容と東アジア
 - 1. 百済から倭への「仏教公伝」
 - 2. 倭の仏教受容と東アジア
 - 3. 蘇我氏の仏教受容と飛鳥寺造営
 - 4. 大王家の仏教受容
- 四、漢字文化の受容と朝鮮半島諸国・倭
- 五、古代の「大臣外交」

むすびにかえて

要旨

六世紀の朝鮮半島に位置した高句麗・百済・新羅の三国や加耶そして耽羅などの諸国と、日本列島にあった倭との間で展開した交通の歴史は、様々に再検討されつつある。今日では、独善的な自民族中心・一国中心の立場ではなく、また近代国民国家の枠組みを無理に前近代にさかのぼらせて当てはめることなく、中国やその周辺諸国をも含んだ東アジアの全体的な視点から、多元的・双方向的な交流の歴史を客観的に見直す必要があると考える。

また、中央集権的な統一国家が確立する以前においては、日本列島各地の地方豪族たちの動向にも注目する必要があり、大王権力の側でも政権中枢の中央有力豪族たちの動向に注意したい。六世紀には、倭の大王はまだ日本列島において後の日本律令国家レベルの一元的な中央集権支配を確立していたわけではなく、三国が対抗する朝鮮半島においても、一元的な中央集権支配が必ずしも完成していたとは思えない。大王・国王に対して相対的に自立する存在であった地方豪族たちの動向を捉えることによって、六世紀的な東アジア交流史の歴史的特徴を見出すことができるのではないだろうか。

『日本書紀』継体紀にみえる筑紫国造筑紫君磐井の戦いは、六世紀はじめに九州の地方豪族が自らの 王国形成をめざして大王権力に対抗した戦いであった。磐井は、新羅と交流しつつ高句麗・百済・新羅・ 加耶などの諸国との外交権を一時独占し、筑紫・火・豊にその勢力を誇り、大王との関係が同盟から従 属へと移行することに抵抗した。中央有力豪族の物部麁鹿火が大將軍として派遣され、越年する激戦の 末に磐井は制圧され、北九州の地に王権直轄の屯倉が置かれた。『筑後国風土記』と古墳の調査からは、 磐井の墓である岩戸山古墳にみられる政権構造と、それを中心とした五~六世紀の石人・石馬文化が磐 井の勢力圏と重なることが明らかとなり、考古学的にも磐井の戦いを跡づけることができる。

六世紀の倭における仏教の受容については、隋・唐や百済・高句麗・新羅などの東アジア諸国間の国際情勢と、日本列島の国内情勢との両面から考えるべきであろう。百済の聖明王により倭に仏教が「公伝」された年代には、538年とする史料と552年とする史料との二系統の史料がある。百済から倭への「仏教公伝」の背景には、高句麗・百済・新羅三国間の緊迫した情勢における、百済・聖王代の危機が存在した。「仏教公伝」年とされる両年は、538年は高句麗の勢力南下の圧力を受けて百濟が熊津から泗沘に遷都した時であり、552年(『三国史記』は553年とする)は、中国との交流の拠点となる漢城地域を新羅が百済から奪い取った時にあたる。高句麗・新羅からの圧力に対抗するため、倭と接近を図る百済の側から、積極的に倭への「仏教公伝」の動きが起こったといえよう。

古代東アジアの国家間外交においては、外交交渉は皇帝や国王どうしの間のみで行われたわけではなく、執政の大臣たちが外交を担うことがあり、その「大臣外交」が重要な役割を果たすことがあった。 六世紀の倭の外交でも、大伴氏から物部氏そして蘇我氏へと外交を担当する中央有力豪族の変遷がみられた。中央集権的な統一国家段階以前の大王・王の時代において、一元性が未確立の政権構造の在り方と、外交を担当した有力豪族の存在とを正しく評価しなければ、六世紀代の東アジアの国際関係を客観的に検証することは困難なのではないだろうか。

はじめに一あたらしい六世紀の日韓関係史に向けて一

六世紀の朝鮮半島に位置した高句麗・百済・新羅の三国や加耶そして耽羅などの諸国と、日本列島に位置した倭の間で展開した歴史的な交通の歴史については、第二次大戦後に様々な再検討が為されてきている。特に現代の世界がグローバル化して境界を越えて人々の交流が盛んになったこと、そして古代においても境界を越えた多様な交流が盛んに存在したことを示す諸資料が明らかになってきたことなどを受けて、古代東アジアにおける諸国間の関係史も、新しく見直される時期を迎えているといえよう。その際、独善的な自民族中心主義・一国中心主義の立場ではなく、また近代国民国家の枠組み・視点を無理矢理前近代にまでさかのぼらせて当てはめることなく、中国やその周辺諸国をも含んだ東アジア的な広がりの全体的な視点から、交流の歴史を客観的に見直す必要があると考える。

また、まだ中央集権的な統一国家が確立する前の段階においては、日本列島各地の地方豪族たちの動向にも注目する必要があり、合わせて、王権の構造の中においても、有力王族・大臣や政権中枢の有力豪族(貴族)たちの動向にも注意する必要がある。このことは、倭(日本)だけでなく、高句麗・百済・新羅といった朝鮮半島諸国にも当てはまることであろう。六世紀においては、倭の大王はまだ日本列島において後の日本律令国家レベルの一元的な中央集権支配を確立していたわけではなく、三国が対抗しつつ存在していた朝鮮半島においても、それ以外の加耶・耽羅などの諸国を含めて一元的な中央集権支配が必ずしも完成していたとは思われない。その際、大王・国王に対してまだ相対的に自立する存在であった地方豪族たちの動向を捉えることによって、六世紀的な東アジア交流史の歴史的特徴を見出すことができるのではないだろうか。

一、加耶史研究の新展開

近年、韓国や日本での加耶史研究が大きな成果を挙げつつ新たな進展を迎えてきた理由には、加耶の 故地において考古学的な発掘調査が急速に進展したことがまず挙げられる。その発掘調査成果によって、 かつては720年に編纂された『日本書紀』に大きく頼るしかなかった加耶における国家形成への歴史が、 客観的に見通し得るようになってきたといえよう。また、「大王」銘を刻んだ土器や銘文を持つ刀剣の出 現のような、新しい出土文字資料の発見によっても、加耶独自の歴史的展開が新しい視点で組立てられ るようになってきた。

こうした加耶史研究の新展開は、加耶や加耶をめぐる高句麗・百済・新羅・倭の関係について、最も詳しい記載を伝える『日本書紀』の諸記事の解釈をめぐって諸説の乱立が繰り返されてきた状況に対して、新しい風を吹き込むものであった。とくに「任那日本府」の実態や『日本書紀』の朝鮮半島南部地名の比定などについては、『日本書紀』の限定的な史料しかないため、時に相対立する様々な説が研究者それぞれの立場から提出され、それぞれの解釈がすれ違うだけの「水掛け論」的な状況が続いて、実りある議論が成立しない状況であったといえるだろう。ところが、小国連合の性格が指摘されてきた加耶(「加耶連盟」)の諸国の考古学的な発掘調査成果の蓄積(加耶の故地である洛東江流域の、例えば金海市の大成洞古墳群、咸安郡の末伊山古墳群、陝川郡の玉田古墳群、釜山市の福泉洞古墳群そして高霊の池山洞古墳群などの発掘調査)によって、加耶における小国連合の実態や王権の発展そして国家形成への歴史過程について、『日本書紀』の解釈とは別系統の、史料批判を可能にする客観的な情報・指標が得られたことで、加耶の歴史像を格段に具体化出来るようになってきたのである。

もともと『日本書紀』記事の解釈に限定された「水掛け論」の状況を克服するためには、限られた『日本書紀』記事の恣意的解釈に陥ることなく、考古学的な発掘調査成果とつきあわせた総合的な歴史像の再構成に期待する所が大きいといえよう。

また、五世紀後半から六世紀前半にかけて朝鮮半島南西部の栄山江流域で発見されてきている前方後円墳の存在を百済・加耶と倭との関係の中でどう捉えるかという問題も、新しい課題となってきている。『日本書紀』継体6年(512)条では、倭の「官家」(ミヤケ)が各地に置かれた地域とする「任那国の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁、四県」を、要請に応じて百済に「割譲」したとしている。しかし、この記事を改めて史料批判する上で、栄山江流域の前方後円墳をどうとらえるかは重要なカギの一つとなるだろう。高句麗の勢力南下という圧力を受けた百済が朝鮮半島南西部の全羅南道地域に進出する過程で、在地勢力や加耶・倭との多元的な関係のなかで、どのように倭の墓制の特徴をもつ前方後円墳が営まれたのか、考古学的な知見を整合的に説明し得る客観的な論旨が求められるのである。

また、新たに見つかった木簡など出土文字資料も、『日本書紀』の史料批判に資する重要な史料である。とくに韓国慶尚南道咸安の城山山城からは、六世紀に新羅が加耶を併合して進出した時期の木簡群が大量に出土している。こうした出土文字資料によって、六世紀の朝鮮半島諸国と倭をめぐるあたらしい志向の研究テーマとして、従来の政治史の枠組みを越えて、東アジアにおける漢字文化の展開史が注目されるのである。

「水掛け論」を排除するためには、狭義の政治史の枠を越えて、東アジアにおける仏教の展開といった文化史上のテーマも、寺院遺跡の発掘調査成果が利用出来ることから、新志向の歴史研究として注目されるものと考える。『日本書紀』だけでなく、出土文字資料や発掘調査成果など、様々な立場の研究者同士で互いに検証しあえる共通の材料を伴う研究が、今後求められているものと考える。

二、磐井の戦いと東アジア

1. 倭の五王から六世紀の倭王権へ

(1) 倭の五王の歴史的背景

五~六世紀の東アジアにおける日本列島の歴史を考える上で、『日本書紀』の継体21年(527)6月甲午条・同年8月辛卯朔条・22年(528)11月甲子条・同年12月条に記された「筑紫国造磐井」の大王に対する「叛逆」の事件は、大変興味深い。『日本書紀』では八世紀初めの日本古代国家の史観から「賊帥」とされる筑紫君磐井であるが、一度敗者である磐井の立場から戦いの様子を検討し直した上で、改めて戦いの歴史的位置づけを捉え直してみたい。

第二次大戦前から、『日本書紀』の史料批判の立場から伝承の潤色性を強調する見解が強かった(津田左右吉・坂本太郎・三品彰英)が、戦後は、倭王権の朝鮮半島出兵による動員と負担に対する九州地方の豪族・民衆の抵抗(藤間生大・林屋辰三郎・門脇禎二)や屯倉制支配による地方官僚化に対する地方豪族の抵抗(小田富士雄)として取りあげられるようになった。のち、日本列島に厳密な「古代国家」が形成されるのは六世紀以降になるという見解が強くなるなかで、国家に対する「反乱」ではなく、国家形成期における大王と王との間の戦争であったことが指摘されるに至った(鬼頭清明・吉田晶)。磐井の戦いを契機に逆に大王の世系交替があったとみる説もある(山尾幸久)。埼玉古墳群稲荷山古墳(埼玉県行田市)の出土鉄剣銘によって、ワカタケル大王(倭王武・雄略天皇)の時代の五世紀後半に倭王権

による版図拡大の様相が知られると、大王権力の専制的拡大と倭王権の連合政権的性格から集権的性格への変化の具体像が問題とされるようになってきた(井上光貞・長山泰孝)。磐井の戦いは、日本列島における国家形成過程において、倭王権の大王権力と地方豪族との間の関係だけでなく、倭王権と地方豪族それぞれが東アジアの国際情勢と深く関わっていたことを示すところに大きな意義があると考える。日本列島における国家形成に果たした国際的契機を再検討したい。

九州の筑紫(のちの筑前〔福岡県北部〕・筑後〔福岡県南部〕)・火(のちの肥前〔佐賀県〕・肥後〔熊本県〕)・豊(のちの豊前〔福岡県東部〕・豊後〔大分県〕)の諸国に勢力を張った磐井は、朝鮮半島の高句麗・百済・新羅諸国とも積極的に対外交渉も行いつつ、一つの王国を形成しつつあったことがうかがえる。日本列島における古代国家形成史を考えるとき、畿内の大王権力による国家形成への歩みを一元的・先天的なものとして前提にするのではなく、地方豪族たちによる国家形成への歩みをも捉えた上で、複線的・多元的に日本列島の古代史像を復元していくべきではないだろうか。

こうして、磐井の戦いの過程をみることによって、東アジアの国際関係が日本列島における大王権力による領域拡大・地方編成の進展や、それと対峙した各地の地方豪族たちの動向に大変深く関与するものであったことを確認することができるといえよう。このことは、日本における古代国家の形成に国際関係が大きな役割を果たしたとする石母田正の理解(『日本の古代国家』岩波書店、1971 年)とも対応してくるのである。

(2)倭の五王

磐井の戦いに至る前提として、五~六世紀の東アジアの歴史動向をふまえておきたい。朝鮮半島においては、高句麗が国力を伸長させて都を丸都から平壌へと遷して勢力を南下させると、それを受けた百済は都を漢城から 475 年に熊津へと南遷し(さらに扶余に遷都)勢力を南下させる。『日本書紀』にみられるように、百済が、512年(継体 6)に上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁を、513 年に己汶・帯沙を勢力下に組み込んだことは、『日本書紀』には「賜う」と表記)、これに対応した事件であった。また新羅の勢力拡張をも受けて、倭と協調関係にあった半島南部の加耶における王権形成への歩みは、百済・新羅によって圧迫されることになった。六世紀には、急速に国力を強化した新羅が532年に金官国を併合、562年にはついに大加羅を滅ぼすに至る。六世紀には朝鮮半島南部は大きな激動の時代であった。

日本列島においては、畿内の大王権力を代表する「倭の五王」が中国南朝に朝貢し、皇帝から将軍号などを得ることによって、朝鮮半島や日本列島における自らの地位の強化を図っている。もちろん、高句麗・百済・新羅諸国も、同様に中国の皇帝に遣使して対外関係を有利に導こうとしていた。『宋書』(梁の沈約[~513]の撰) 夷蛮伝倭国条によれば、讃・珍・済・興・武の五人の倭国王が、南朝皇帝に朝貢し、自らの将軍号とともに僚属たちへの将軍号をも願い出ていたことが分かる。これらの将軍号は、朝鮮半島における対外関係を有利に運ぶとともに、日本列島内で中央豪族たちを編成する際に機能したものといえよう。

珍 自称使持節都督倭・百済・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事安東大将軍倭国王 →安東将軍倭国王

倭隋ら十三人に平西・征虜・冠軍・輔国将軍号を求め、聴される

- 済(443年)→安東将軍倭国王
 - (451年) →使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事安東将軍倭国王
- 興(462年)→安東将軍倭国王
- 武 自称使持節都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事安東大将軍倭国王 (478年) →使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事安東大将軍倭王

武はついに大将軍号を得ることに成功するが、南朝の宋 $(420\sim479)$ 自身が翌479年には滅亡してしまう。

『宋書』夷蛮伝倭国条に記された倭王武の上表文は、この時代の倭の情勢をうかがう上で貴重な史料である。

順帝昇明二年(478)、遣使上表曰、「封國偏遠、作藩于外。自昔祖禰、躬擐甲胄、跋渉山川、不遑寧處。東征毛人、五十五國、西服衆夷、六十六國、渡平海北、九十五國。王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不愆于歳。臣雖下愚、忝胤先緒、駆率所統、帰崇天極、道遙百濟、装治船舫。而句麗無道、図欲見呑、掠抄邊隷、虔劉不已、毎致稽滞、以失良風。雖曰進路、或通或不。臣亡考濟、実忿寇讐壅塞天路、控弦百萬、義声感激、方欲大挙、奄喪父兄、使垂成之功不獲一簣、居在諒闇、不動兵甲、是以偃息未捷、至今欲練甲治兵、申父兄之志、義士虎賁、文武効功、白刃交前、亦所不顧、若以帝徳覆載、摧此彊敵、克靖方難、無替前功、竊自假開府儀同三司、其餘咸假授、以勧忠節」。詔除武使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六國諸軍事安東大將軍倭王。

この倭王武は、『古事記』(712年)に「大長谷若建命」、『日本書紀』(720年)に「大泊瀬幼武」として「ワカタケル」の名を伝えられ、のちに漢風諡号で「雄略天皇」と呼ばれる大王に当たっている。そして、偶然にも関東地方と九州地方とで出土した金石文である埼玉古墳群稲荷山古墳(埼玉県行田市)の出土鉄剣銘や熊本県江田船山古墳(熊本県菊水町)の出土鉄刀銘に記された「獲加多支鹵(ワカタケル)大王」が、同時代史料に記されたその名であると考えられる。

埼玉古墳群稲荷山古墳(埼玉県行田市)出土鉄剣銘 辛亥年銘(471年説)

- (表) 辛亥年七月中記。乎獲居臣、上祖名意富比垝。其児多加利足尼。其児名弖已加利獲居。其児名 多加披次獲居。其児名多沙鬼獲居。其児名半弖比。
- (裏) 其児名加差披余。其児名乎獲居臣。世々為杖刀人首、奉事來至今。獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練利刀、記吾奉事根原也。

熊本県江田船山古墳(熊本県菊水町) 出土鉄刀銘

台天下獲□□□鹵大王世、奉事典曹人名无利弖、八月中、用大鐵釜、并四尺廷刀、八十練□十振、三寸上好□刀。服此刀者、長壽、子孫洋々、得□恩也。不失其所統。作刀者名伊太□、書者張安也

鉄剣銘・鉄刀銘ともに同様の用語・語彙を用い、大王の治世を「杖刀人」(武官)・「典曹人」(文官) として代々「奉事」「左治天下」したことを記すとともに、自らの「不失其所統」を目的として銘文刀剣 が機能したものと推測される。こうして、ワカタケル大王すなわち倭王武の時代に、畿内の大王権力は 地方豪族を配下に取り込みつつ勢力拡大に努めたことが知られる。地方豪族たちは、大王権力との関係 を、次第に同盟関係から従属関係へと移行していくことになったといえよう。

しかし、畿内の大王権力も、507年に大伴金村によって北陸から継体天皇が迎えられ擁立されるなど、 十分に安定したものではなく、六世紀の間に、畿内豪族の最大勢力も、大伴氏から物部氏そして蘇我氏 へと移行していった。

2. 磐井の戦い

筑紫国造筑紫君磐井(『古事記』では「筑紫君石井」)の戦いは、『日本書紀』の継体21年(527)6月条・同年8月辛卯朔条・22年(528)11月条・同年12月条に、次のように伝えられている。

『日本書紀』継体21年(527)6月条

近江毛野臣、率衆六萬、欲往任那、爲復興建新羅所破南加羅・**喝**己呑、而合任那。於是、筑紫國造磐井、陰謨叛逆、猶預経年。恐事難成、恒伺間隙。新羅知是、密行貨賂于磐井所、而勧防遏毛野臣軍。於是、磐井掩據火・豊二國、勿使修貢。外邀海路、誘致高麗・百濟・新羅・任那等國年貢職船、内遮遣任那毛野臣軍、乱語揚言曰、「今為使者、昔爲吾伴、摩肩触肘、共器同食。安得率爾爲使、俾余自伏儞前」、遂戦而不受。驕而自矜。是以、毛野臣、乃見防遏、中途掩滞。(継体)天皇詔大伴大連金村・物部大連麁鹿火・許勢大臣男人等曰、「筑紫磐井反掩、有西戎之地。今誰可將者」。大伴大連等僉曰、「正直仁勇通於兵事、今無出於麁鹿火右」。天皇曰、「可」。

同年8月辛卯朔条

詔曰、「咨、大連、惟茲磐井弗率。汝徂征」。物部麁鹿火大連、再拝言、「嗟、夫磐井西戎之姧猾。 負川阻而不庭。憑山峻而称乱。敗徳反道。侮嫚自賢。在昔道臣、爰及室屋、助帝而罰。拯民塗炭、 彼此一時。唯天所賛、臣恒所重。能不恭伐」。詔曰、「良將之軍也、施恩推惠、恕己治人。攻如河決。 戦如風発」。重詔曰、「大將民之司命。社稷存亡、於是乎在。勗哉。恭行天罰」。(継体)天皇親操斧 鉞、授大連曰、「長門以東朕制之。筑紫以西汝制之。專行賞罰。勿煩頻奏」。

継体22年(528)11月条

大將軍物部大連麁鹿火、親與賊帥磐井、交戦於筑紫御井郡。旗鼓相望、埃塵相接。決機両陣之間、不避萬死之地。遂斬磐井、果定疆場。

同年11月条

筑紫君葛子、恐坐父誅、献糟屋屯倉、求贖死罪。

ここでは、新羅と交流しつつ高句麗・百済・新羅・加耶などの諸国との外交権を独占したこと(大王権力にとっては認めがたいことであった)、筑紫(筑前・筑後)・火(肥前・肥後)・豊(豊前・豊後)にその勢力を誇っていたこと、磐井がかつて同僚であった大王の使者近江毛野臣に対して臣従することを潔しとしなかったこと、すなわち大王との関係が同盟から従属に移行することに抵抗したこと、国家的危機に対して大王権力が大将軍として最有力の中央豪族の一人物部大連麁鹿火を派遣し、九州の地の支配権をゆだねるという必死の体制で磐井の制圧に向かったこと、二年越しの激戦の末ようやく磐井は制圧され、北九州の地に王権直轄領となる糟屋屯倉が置かれたこと、などを読み取る事が出来る。糟屋屯

倉は、博多湾に面した福岡県糟屋郡の地であり、磐井の対外交流の拠点であったと思われ、そこに屯倉が置かれたことは九州の豪族連合を抑えて外交権を倭の大王権力が掌握したことを示している。なお糟屋屯倉の機能は、のちに那津官家へと継承される。大宰府の前身ともいわれる那津官家は、大規模な倉庫群が列立する比恵遺跡(福岡市博多区)に比定されており、博多湾に面する海上交通の要衝である。

ところで、磐井の墓については、次の『筑後国風土記』逸文と古墳の現形状によって、福岡県八女市の八女古墳群中の大前方後円墳(周堤ふくめて全長約180メートル)である岩戸山古墳がそれであることが明らかとなっている。被葬者の分かる古墳として極めて珍しい例である。

『筑後国風土記』逸文(『釈日本紀』巻13)

筑後國風土記曰、上妻縣々南二里、有筑紫君磐井之墳墓。高七丈、周六十丈。墓田南北各六十丈、東西各卌丈。石人・石盾各六十枚、交陣成行、周匝四面。當東北角、有一別區。号曰衙頭<衙頭、政所也>。其中有一石人、縱容立地。号曰解部。前有一人、釋形伏地。号曰偸人<生爲偸猪、仍擬決罪>。側有石猪四頭、号贓物<贓物、盜物也>。彼處亦有石馬三疋・石殿三間・石蔵二間。古老伝云、「當雄大迹天皇(継体)之世、筑紫君磐井、豪強暴虐、不偃皇風。平生之時、預造此墓。俄而官軍動發、欲襲之間、知勢不勝、独自遁于豊前國上膳縣、終于南山峻嶺之曲。於是、官軍追尋失蹤。士怒未泄、擊折石人之手、打堕石馬之頭」。古老伝云、「上妻縣、多有篤疾、蓋由茲歟」。

八世紀の初めに諸国で編纂された『風土記』の中に、古老たちが伝えた二百年前の磐井の戦いの記憶が留められているのである。磐井が生前に造営した古墳(寿陵)ということで、ここに記された規模は170メートルを図る岩戸山古墳とそのまま一致しており、一辺50メートルの方形の区画「別区」も現存し、また石人・石馬・石楯・石猪などが多く遺存していることなど、『筑後国風土記』逸文と岩戸山古墳は見事に一致するのである。

九州の地元の人々たちの間では、磐井が豊前国の山中に逃れて生きのびたことになっていることも興味深いが、ここでは、別区にみられる磐井の王権に注目したい。この別区の様子によれば、磐井は、強大な軍事力、裁判権、政治・儀礼の場となる立派な宮殿、倉庫群に象徴される財政力をもち、九州各地の豪族や民衆たちの精神的結集を果たしていたといえるのではないだろうか。九州の古墳文化の遺物面での特徴として、石人・石馬の文化圏が、ちょうど磐井の地盤であった筑紫・火・豊の範囲に広がっていることが知られているのである。もちろん、磐井と倭の大王権力との間に一定の従属的性格をもった同盟関係が存在したであろうことは、岩戸山古墳が前方後円形をとることなどにうかがえるが、磐井の戦いにおいて対外関係の掌握をめざす姿勢などに、筑紫・火・豊の地域を代表する豪族として「相対的自立性をもった政治権力」(鬼頭清明「日本民族の形成と国際的契機」『大系日本国家史1 古代』東京大学出版会、1975年)を認めることができよう。

こうして、磐井は、対外関係とともに列島内の大王権力や他地方の地方豪族たちとの関係という歴史 的環境の中で、外交権、軍事権、裁判権、政治・儀礼、財政権などの権能を集約して、いわば九州にお ける王国・王権形成への道をたどりつつあったことが指摘できよう。そしてそれゆえにこそ、倭王権の 危機感も大きかったのである。

3. 倭の大王と地方豪族

大王を代表とする倭王権による日本列島(本州・九州・四国)各地方への勢力進出の過程では、他にも地方豪族との間に戦いや摩擦が起こることがあった。その痕跡は、『日本書紀』の雄略紀から清寧紀にかけてみえる吉備氏の反乱にかかる「星川皇子の反乱」や、安閑天皇元年閏十二月条にみられる「武蔵国造の反乱」のような、「反乱伝承」にみることができる。「武蔵国造の反乱」の場合は、武蔵国造笠原直使主が大王権力と結びついたのに対して、笠原直使主の同族である小杵は東国の地方豪族の雄であった毛野氏の上毛野君小熊を頼って対立したという。そして、戦いに勝利した大王権力側は、南武蔵や上野地方に直轄領としての屯倉を設置したのであつた。地方豪族たちは、六世紀には国造制という形で大王権力のもとに組み込まれていった。

そして、こうした「反乱の時代」の後に、七世紀には、『隋書』東夷伝倭国条にみられるような、地方制度が次第に形成されていくことになった。

『隋書』東夷伝倭国条

有軍尼一百二十人。猶中國牧宰。八十戸置一伊尼翼、如今里長也。十伊尼翼属一軍尼。

大王と中央豪族・地方豪族との関係は、大王(オホキミ)と王・君(キミ)というまだ規模の大小という関係をある程度留めるものであったが、大王が隔絶した権威・権力を確立して天皇(スメラミコト)となっていくのが、七世紀後半の段階であった。大王から天皇へという変化であり、律令国家の形成へと進んでいったのである。

三、倭の仏教受容と東アジア

1. 百済から倭への「仏教公伝」

六世紀から七世紀にかけての倭における仏教の受容に焦点をあてて、隋・唐や百済・高句麗・新羅などの東アジア・朝鮮半島の諸国間で展開した国際情勢と、日本列島の国内情勢との関係の中から、改めてとらえ直してみたい。

百済の聖明王によって倭に仏教が「公伝」された年代については、538年・欽明7年・戊午とする『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』『上宮聖徳法王帝説』と、552年・欽明13年・壬申とする『日本書紀』との二系統の史料がある。

『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』『上宮聖徳法王帝説』が「仏教公伝」したとする「欽明 7 年」の戊午年(538)は、『日本書紀』の編年では欽明ではなく宣化3年にあたっており、戊午年(538)=「欽明 7 年」ならば、欽明は41年にわたって在位したことになる。一方、『日本書紀』の「仏教公伝」欽明13年(552・壬申)説に従えば、欽明は32年の在位にとどまる。この両史料間の年代の食い違いをめぐっては、戊午年も壬申年も革命説による起源説話に『日本書紀』の紀年について、欽明が即位した後に欽明の王朝と安閑・宣化の王朝とが対立して併存したとする説(喜田貞吉・林屋辰三郎)がある。

『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』

大倭國佛法、創自斯帰嶋宮治天下國案春岐広庭天皇(欽明)御世、蘇我大臣稲目宿禰仕奉時、治天下七年歳次戊午(538、『日本書紀』宣化天皇三)十二月度來。百濟國聖明王時、太子像并灌佛之器一具、及説佛起書卷一篋度而言、「当聞、佛法既是世間無上之法、其國亦応修行也。」時天皇、受而諸臣等告「此自他國送度之物、可用耶不用耶、善計可白」告支。時余臣等告、「我等國者、天社國社一百八神、一所礼奉。我等國神御心恐故、他國神不可礼拝」止白岐。但蘇我大臣稲目宿禰独白「他國為貴物者、我等國亦為貴可宜」止白岐。爾時天皇、即大臣告「何処置可礼」。大臣白、「大々王(推古天皇)後宮分、奉礼流家定坐可宜」止白岐。時天王、召大大王告、「汝牟原後宮者、我欲為他國神宮也。」時大々王白、「大佛心依佐賀利奉」白岐。時其殿坐而礼始。…

『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』

丈六光銘曰、天皇(欽明)名広庭、在斯帰斯麻宮時、百濟明王上啓、「臣聞、所謂佛法既是世間無上之法、天皇亦応修行、擎奉佛像経教法師。」天皇詔巷奇名伊奈米大臣、修行茲法、故佛法始建大倭。…

『上宮聖徳法王帝説』

志癸嶋天皇(欽明)御世、戊午年(538、『日本書紀』宣化天皇三)十月十二日、百齋國主明王、始奉度佛像経教并僧等。勅授蘇我稲目宿禰大臣令興隆也。

『日本書紀』欽明13年(552・壬申)十月条

○冬十月、百濟聖明王、〈更名 | 聖王。〉 遣西部姫氏達率怒唎斯致契等、獻釋迦佛金銅像一躯・幡蓋若干・經論若干卷。別表、讚流通禮拜功徳云、「是法於諸法中、最爲殊勝。難解難入。周公・孔子、尚不能知。此法能生無量無邊福徳果報、乃至成辨無上菩提。譬如人懷隨意寶、遂所須用、盡依情、此妙法寶亦復然。祈願依情、無所乏。且夫遠自天竺、爰渥洎三韓、依教奉持、無不尊敬。由是、百濟王臣明、謹遣陪臣怒唎斯致契、奉伝帝國、流通畿內。果佛所記我法東流」。是日、天皇聞已、歡喜踊躍、詔使者云、「朕從昔來、未曾得聞如是微妙之法。然朕不自決」。乃歷問群臣曰、「西蕃獻佛相貌端嚴。全未曾有。可禮以不」。蘇我大臣稻目宿禰奏曰、「西蕃諸國、一皆禮之。豐秋日本、豈独背也」。物部大連尾輿・中臣連鎌子、同奏曰、「我國家之、王天下者、恆以天地社稷百八十神、春夏秋冬、祭拜爲事。方今改拜蕃神、恐致國神之怒」。天皇(欽明)曰、「宜付情願人稻目宿禰、試令禮拜」。大臣跪受而忻悦。安置小墾田家。整修出世業爲因。淨捨向原家爲寺。於後、國行疫氣、民致夭殘。久而愈多。不能治療。物部大連尾輿・中臣連鎌子、同奏曰、「昔日不須臣計、致斯病死。今不遠而復、必當有慶。宜早投棄、懃求後福」。天皇曰、「依奏」。有司乃以佛像、流棄難波堀江。復縱火於伽藍。燒燼更無餘。於是、天無風雲、忽災大殿。◎是歳、百濟棄漢城與平壤。新羅因此入居漢城。今新羅之牛頭方・尼彌方也。〈地名、未詳。〉

最近は「仏教公伝」538年説を採る研究者が多いようだが、日本列島ではもともと五世紀からの渡来系氏族・渡来人の渡来という状況の中で、仏教受容の体制が築かれつつあった。「仏教公伝」は、廣い意味での渡来系氏族・渡来人による仏教受容を象徴する一つの出来事とも捉えられる。

「公伝」した仏教をめぐっては、『日本書紀』によれば、大王が単独ではその扱いを決められず、「群臣」たちに問い合わせたという。その結果、倭王権の中央有力豪族たちの間で、受容派の蘇我稲目と反対派の物部尾輿・中臣鎌子たちとの対立となったという。

2. 倭の仏教受容と東アジア

六世紀における倭への「仏教公伝」の背景には、朝鮮半島の高句麗・百済・新羅三国の緊迫した歴史展開の過程における、百済・聖王代の危機が存在した。国家的な「仏教公伝」の年とされる 538年にしても 552年にしても、538年は高句麗の勢力南下の圧力を受けた百済が熊津(公州)から泗沘(扶余)に遷都した時期であり、552年(『日本書紀』によれば552年、『三国史記』によれば翌553年)は、中国との交流拠点となる漢城地域を新羅が百済から奪い取った時期にあたる。高句麗・新羅からの圧力に対抗するため、倭との接近を図る上で、積極的に百済の側から倭への「仏教公伝」が起こったと考えられる。

『三国史記』538年

百済聖王十六年 春、移都於泗沘〈一名所夫里〉。國号南扶余。

『三国史記』553年

新羅真興王十四年七月条 取百濟東北鄙、置新州、以阿飡武力為軍主。

百済聖王三十一年七月条新羅取東北鄙、置新州。

百済から仏教が倭に国家的に伝わる前提として、五世紀から続く高句麗の勢力南下と、それに対応した百済の首都・版図の南下という朝鮮半島の情勢があった。さらに百済・新羅による加耶への勢力進出があり、国力を充実させてきた新羅が百済に代わって漢城地域への進出を果たすなど、百済・加耶・高句麗・新羅などの諸国間の厳しい攻防の展開が、諸国と倭との政治的・文化的な外交・交流に大きな影響を与えたといえよう。

蘇我馬子が敏達 13 年(584)に、仏像を奉るための僧侶を各地に捜し求めさせたところ、播磨国(兵庫県)に還俗した高句麗僧の恵便を見つけて、以後馬子の仏教の師として迎えたという記事が『日本書紀』にみえる。六世紀の日本列島各地の社会には、こうした形で朝鮮半島諸国からの僧侶などが仏教を伝えつつ浸透して存在していたとみることが出来るだろう。

『日本書紀』敏達13年(584)是歳条

是歲、蘇我馬子宿禰、請其佛像二躯、乃遣鞍部村主司馬達等·池邊直氷田、使於四方、訪覓修行者。 於是、唯於播磨國、得僧還俗者。名高麗惠便。大臣乃以爲師。

3. 蘇我氏の仏教受容と飛鳥寺造営

蘇我氏は、東漢氏など渡来系氏族を取り込んで結びつきつつ王権の財政を担当して勢力を伸ばしてきた氏族であり、先進文明としての仏教を受容する立場に立った。587年(用明2)、仏教受容派の蘇我馬子らは、仏教反対派の有力中央豪族物部守屋らを滅ぼし(蘇我・物部戦争)、蘇我氏が倭の王権内で政治的権勢を掌握する。

588年(崇峻元)から、蘇我馬子は飛鳥寺(法興寺)の造営を始める。倭で初めての本格的伽藍をもつ寺院の造営には、百済からの僧や技術者たちが協力し、596年(推古4)11月に完成した。完成した飛鳥寺には、倭における仏教の棟梁として高句麗僧慧慈や百済僧慧聰が住んだ。605年(推古13)に鞍作鳥に丈六銅像を造らせた時には、高句麗王から黄金が贈られ、翌年完成して飛鳥寺金堂に入れられた

(「飛鳥大仏」)。

『日本書紀』崇峻元年(588)是歳条

◎是歳、百濟國遣使并僧惠總・令斤・惠**蹇**等、獻佛舍利。百濟國遣恩率首信・徳率蓋文・那率福富 味身等、進調并獻佛舍利、僧聆照律師・令威・惠衆・惠宿・道嚴・令開等、寺工太良未太・文賈古 子、鑪盤博士將徳白昧淳、瓦博士麻奈文奴・陽貴文・**悛**貴文・昔麻帝禰、畫工白加。蘇我馬子宿禰、 請百濟僧等、問受戒之法。以善信尼等、付百濟國使恩率首信等、發遣學問。壞飛鳥衣縫造祖樹葉之 家、始作法興寺(飛鳥寺)。此地名飛鳥眞神原、亦名飛鳥苫田。

『日本書紀』崇峻 3 年(590) 10 月条

○冬十月、入山取寺材。

『日本書紀』 崇峻 5 年(592) 10 月条

◎是月、起大法興寺 (飛鳥寺) 佛堂與歩廊。

『日本書紀』推古元年(593)正月条

元年春正月壬寅朔丙辰、以佛舍利、置于法興寺刹柱礎中。○丁巳、建刹柱。

『日本書紀』推古2年(594)2月条

二年春二月丙寅朔、詔皇太子(厩戸王、聖徳太子)及大臣(蘇我馬子)、令興隆三寶。是時、諸臣連等、各爲君親之恩、競造佛舍。即是謂寺焉。

『日本書紀』推古3年(595)5月条

五月戊午朔丁卯、高麗僧慧慈歸化。則皇太子(厩戸王、聖徳太子)師之。◎是歳、百濟僧慧聰來之。 此兩僧、弘演佛教、並爲三寶之棟梁。

『日本書紀』推古4年(596)11月条

四年冬十一月、法興寺造竟。則以大臣(蘇我馬子)男善徳臣拜寺司。是日慧慈・慧聰、二僧、始住 於法寺興寺。

『日本書紀』推古13年(605)4月条

十三年夏四月辛酉朔、天皇詔皇太子大臣及諸王諸臣、共同發誓願、以始造銅繍丈六佛像、各一躯。 乃命鞍作鳥、爲造佛之工。是時、高麗國大興王(嬰陽王)、聞日本國天皇造佛像、貢上黄金三百兩。 『日本書紀』推古 14 年(606) 4 月条・5 月条

十四年夏四月乙酉朔壬辰、銅繍丈六佛像並造竟。是日也、丈六銅像坐於元興寺(飛鳥寺)金堂。時佛像、高於金堂戸、以不得納堂。於是、諸工人等議曰、破堂戸而納之。然鞍作鳥之秀工、不壞戸得入堂。即日、設齋。於是、會集人衆、不可勝數。自是年初毎寺、四月八日七月十五日設齋。

その後も、朝鮮半島において攻防しあう百済・高句麗・新羅の諸国からは、倭に僧侶がしばしば派遣されたり渡来してきて、仏教を伝えた。

百済から倭への仏教

『日本書紀』推古 10 年(602)10 月条

冬十月、百濟僧觀勒來之。仍貢曆本及天文地理書、并遁甲方術之書也。是時、選書生三四人、以 俾學習於觀勒矣。陽胡史祖玉陳習曆法。大友村主高聰學天文遁甲、山背臣日立學方術。皆學以成 業。

『日本書紀』推古 32 年(624)4 月条

戊午、詔曰、夫道人尚犯法。何以誨俗人。故自今已後、任僧正僧都、仍應檢校僧尼。壬戌、以觀 勒僧爲僧正。以鞍部徳積爲僧都。即日、以阿曇連〈闕 | 名。〉爲法頭。

高句麗から倭への仏教

『日本書紀』推古 10 年(602)閏 10 月条

潤十月乙亥朔己丑、高麗僧々隆・雲聰、共來歸。

『日本書紀』推古 18 年(610)3 月条

十八年春三月、高麗王貢上僧曇徴·法定。曇徴知五經。且能作彩色及紙墨、并造碾磑。蓋造碾磑、 始于是時歟。

『日本書紀』推古33年(625)正月条

卅三年春正月壬申朔戊寅、高麗王貢僧惠潅。仍任僧正。

新羅から倭への仏教

『日本書紀』推古 31 年(623)7 月条

卅一年秋七月、新羅遣大使奈末智洗爾、任那遣達率奈末智、並來朝。仍貢佛像一具及金塔并舍利。 且大觀頂幡一具・小幡十二條。即佛像居於葛野秦寺(広隆寺)。以餘舍利金塔觀頂幡等、皆納于四 天王寺。是時、大唐學問者僧惠齋・惠光・及醫惠日・福因等、並從智洗爾等來之。於是、惠日等 共奏聞曰、「留于唐國學者、皆學以成業。應喚。且其大唐國者、法式備定之珍國也。常須達。」

中国における六世紀末からの隋・唐帝国の勃興と、隋・唐が高句麗遠征をはじめたことは、朝鮮半島諸国や倭国にとって大きな国際的影響を及ぼした。こうした国家的集中が課題となる緊張した国際情勢の中で、朝鮮半島諸国と倭との間の国家的外交や交流として、仏教の伝播・受容が積極的に展開した。蘇我氏の権勢のもと、倭の中央豪族たちの間には、飛鳥仏教が急速に広がっていった。

4. 大王家の仏教受容

舒明天皇は639年(舒明11)に百済大宮と百済大寺を造営したが、最近発掘調査された七世紀前半の吉備池廃寺(奈良県桜井市)はその百済大寺に当たるとされる。吉備池廃寺は飛鳥寺をしのぐ規模をもっており、巨大な王権の寺(大寺)の存在は、七世紀の飛鳥仏教史や政治史における蘇我氏と大王家との関係について、再考を迫っている。

『日本書紀』舒明 11年(639)7 月条・12 月条

秋七月、詔曰、今年、造作大宮及大寺。則以百濟川側爲宮處。是以、西民造宮、東民作寺。便以書直縣爲大匠。

十二月 ◎是月、於百濟川側、建九重塔。

吉備池廃寺の金堂は37m×25mという大規模なもので、塔の基壇は一辺32mの方形で、基壇復元高

2.8mという巨大な規模で、心礎石の規模から九重塔と推定された。塔の規模は、同時期の新羅の皇龍寺 (韓国慶州)と並び、奈良時代の東大寺七重塔をもしのぐ。王権による国家的な大寺の実現が倭と新羅 に共通したといえよう。

倭における仏教受容は、東アジア・朝鮮半島の隋・唐、百済・高句麗・新羅等の諸国の国際関係の展開と密接な関係をもち、それら諸国との外交・交流と日本列島の国内情勢の動向とが絡み合う中で実現していった。そして、蘇我氏や大王(天皇)家をはじめ、倭の中央豪族さらに地方豪族たちはきわめて急速に仏教を受容していったのだった。

四、 漢字文化の受容と朝鮮半島諸国・倭

古代日本列島における漢字文化の受容、漢字による日本語表記の展開について、検討してみたい。漢字文化の受容に関する史料としては、紀元前一世紀頃に倭人の小国が漢の楽浪郡に遣使したことが『漢書』にみられる。弥生時代中期にあたる日本列島各地の遺跡からは、王莽の「貨泉」(漢字銘の入った銅製の銭貨)が出土している。57年には倭の奴国王が「漢委奴国王」銘の金印を後漢の光武帝から賜っており、107年にも倭国王が後漢に朝貢している(『後漢書』)。239年には邪馬台国の女王卑弥呼が魏に遣使し、「親魏倭王」の号などを得ている。日本列島各地の古墳から出土しているいわゆる「三角縁神獣鏡」には、「景初三年」(239年)…などの銘文がみられ、この他にも三~五世紀を通して、銅鏡や刀剣に刻まれた銘文が知られている。

倭の側で書いたものとしては、舶載鏡を真似た倣製鏡では、漢字の銘文がしばしば記号のように記されているのは、漢字を記号として認識した工人の手に依るものと思われる。本格的な記載としては、『宋書』東夷伝に載る倭王武の上表文や、千葉県市原市稲荷台1号墳出土の鉄剣や埼玉県埼玉古墳群の稲荷山古墳(埼玉県行田市)出土鉄剣など五世紀の刀剣銘文が知られる。最近は土器に文字らしき記載が墨書された例が三世紀頃まで遡るとする見解も提示されているが、そうした事例は記号的な性格のものとみられ、本格的な漢字文化としては未だ確認されていない。

『古事記』では、四世紀後半の応神天皇の時に、百済から渡ってきた和邇吉師(『日本書紀』では王仁)が『論語』『千字文』を伝えたとする。この和邇吉師(王仁)は、倭の王権で文書行政にあたった河内の文首(書首)氏族の祖とされている。五世紀に朝鮮半島から多くの渡来人たちが日本列島に渡り、その一部は漢字文化を伝えて倭王権の記録事務に携わったことは推定できる。倭国の王権で外交・文筆に従事した「フミヒト」の人々には、東漢氏・西文氏のような渡来系氏族が多かった。五世紀の「倭の五王」が王号・将軍号を得ようと中国南朝に遺使した後、六世紀には倭国と中国との直接の国交がみられなくなったが、仏教が百済王から倭国に「公伝」されたり、蘇我馬子が初めて本格的伽藍を持つ飛鳥寺を建立した時に百済から渡来した技術者が中心となったことにみられるように、僧侶・技術者など王の命令その他で朝鮮半島から日本列島に渡来した人々によって先進的な文化が伝えられた。上述した『日本書紀』敏達13年(584)是歳条の、播磨国(兵庫県)に還俗した高句麗僧の恵便が住んでいたという記事からは、六世紀後半には、大王権力の膝元だけではなく日本列島の各地で渡来人たちが迎えられており、特に地方豪族たちが渡来人から先進文化を吸収していたことが推測できるのである。

最近韓国の咸安郡の城山山城跡から出土している多数の木簡群は、六世紀代(562年後)の新羅の木 簡として、きわめて注目される出土文字資料である。日本列島で出土している七世紀からの木簡群の在 り方に対して、その製作技法・書式・書風・使用法などの諸面にどのような影響を与えてきたのか、興味深い所である。中国から木簡の書写方法・利用体系という漢字文化がどのように朝鮮半島そして日本列島に伝えられて来たのかを検討することが、これからの更なる木簡の出土によって可能になっていくものと考える。

六世紀末に隋が中国を統一し(589年)、高句麗遠征(598~614年)を始めると、東アジア諸国は激動の時代を迎えたが、七世紀初めの厩戸王(聖徳太子)・蘇我馬子の外交により、倭国は、再び中国との国交を開いて遣隋使を派遣するようになる。607年には遣隋使小野妹子が隋に渡った。この時期の倭国の貴族たちは、厩戸王が高句麗僧の慧慈や百済からの博士覚哿に学んだように、渡来僧たちから多くを学んだ。また次の世代の藤原鎌足も、高句麗からの渡来僧道顕(道賢)と近い関係に在ったことが知られる『藤氏家伝』上巻鎌足伝・貞慧伝)。藤原鎌足は、長子貞慧を僧侶とし唐にまで赴かせていることは、この時代の貴族の対外観・僧侶観を示唆している。僧侶は、先進知識を身につけた存在であり、同時に東アジアにおいて国境を越えた存在でもあったのである。

その後の七世紀には、帰国した倭人の留学生・留学僧らが多くの先進文化を伝えたほか、唐・新羅の連合軍によって660年に百済が滅ぼされ、663年には白村江の戦いで倭軍・百済復興軍が大敗、続いて668年には高句麗が滅ぼされるという激動のなかで、多くの渡来人が朝鮮半島から日本列島に逃れて来たことを受けて、大きな文化的影響があったものと思われる。渡来人中心や地方豪族だけではなく、広範囲の倭の人々に本格的に漢字文化が広まったのは、七世紀後半に画期があるといえるだろう。

日本で『古事記』(712年)・『日本書紀』(720年) といった文献史料がまとめられたのは八世紀に入ってからであるが、それ以前の七世紀代にさかのぼって多くの金石文や木簡が存在している。しかし一方で、『古事記』序において、太安萬侶は

「上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難。已因訓述者、詞不逮心。全以音連者、事趣更長。是以、今、或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓録」

と、日本語を漢字で表記することの困難を語っている。日本における漢字文化の受容に際しては、一面 で、こうした困難を伴ったことと思われる。

しかし、最近日本列島各地の遺跡から出土した七世紀の木簡によって、七世紀の倭の地方豪族達が、様々なルートを通して漢字文化・儒教・仏教など東アジアの先進文化を主体的・積極的に受容しようとしていたことが証明されてきている。こうした地方豪族達の存在を前提とすることによって、はじめて古代日本の律令国家が七世紀後半の短期間のうちに中央集権的な官僚組織を整備することができたのであった。

古代の日本列島においては、中央貴族ばかりでなく地方豪族までが先進的な外国文化を積極的に受容しようとしていた。日本律令国家が確立する過程では、国家意識の昂揚とともに貴族間に「小中華意識」が広まる一方で、優秀な外国文化を排外的に排除することなく、期待を背負って中国大陸や朝鮮半島に渡って行く人々も多かった。また渡来してきた人々を異端視せずに接する社会的基盤も、古代日本文化の形成に大きな影響を与えたと思われる。

五、古代の「大臣外交」

東アジアの古代における国家間の外交関係において、外交交渉が皇帝や国王どうしの間のみで行われたわけではなく、執政の大臣たちによって外交が担われることがあり、その「大臣外交」が具体的・便宜的な外交の局面で重要な役割を果たすことがあった。

確実な東アジアの外交関係史料が得られる七~八世紀の史料群によって古代外交の実情を把握し、遡って六世紀代の外交関係史料の史料批判を進める方法をとりたい。そうすると、倭・日本における「大臣外交」の実例として、藤原鎌足・大友皇子・大津皇子・藤原不比等・長屋王・藤原仲麻呂たちによる外交関与が知られ、日本律令の大宝令においても外交事務「朝聘」が左大臣の職掌であったと考えられることが指摘できる。また、新羅における金春秋の例や「上宰」「執政」による外交の存在、そして高句麗の泉蓋蘇文の例など、古代の東アジア諸国において「大臣外交」が機能を果たした様相が知られるのである。六世紀の倭の外交についても、大伴氏から物部氏そして蘇我氏へという外交を担当した中央有力豪族(「大臣」「大連」)の変遷がみられた。中央集権的な統一国家段階以前の大王・王の時代において、一元性が未確立の政権構造の在り方と、外交を担当した有力豪族(「大臣」)の存在とを正しく評価しなければ、六世紀代の東アジアの国際関係を客観的に検証することは困難なのではないか。

むすびにかえて

東アジア諸国との関係・交流という国際的契機が日本列島における古代国家形成に際して極めて重要な役割を果たしたという石母田正の指摘(『日本の古代国家』岩波書店、1970年)は、日本古代史研究に大きな影響を与えている。国際的な交流は一方通行ではなく双方向的なものであること、そして多元的な国際関係・交流の中で古代東アジア諸国の歴史が展開したことを確認したい。また、それぞれの国家も、先天的に一元的・中央集権的な国家として確立したものではなく、そこでは地方豪族の歴史的展開を国家形成史の中で多元的に位置づけることが必要となってくるのではないだろうか。

参考文献

石母田正 『日本の古代国家』岩波書店、1971年

沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『藤氏家伝 鎌足・貞慧・武智麻呂伝 注釈と研究』吉川弘文館、1999 年

小田富士雄編『石人石馬』学生社、1985年

小田富士雄編『古代を考える 磐井の乱』吉川弘文館、1991年

佐藤信 「古代の『大臣外交』についての一考察」『境界の日本史』山川出版社、1997年

佐藤信編 『律令国家と天平文化』(日本の時代史4) 吉川弘文館、2002 年

佐藤信 『出土史料の古代史』東京大学出版会、2002年

篠川賢 『大王と地方豪族』(日本史リブレット) 山川出版社、2001年

奈良文化財研究所『大和吉備池廃寺-百済大寺跡-』吉川弘文館、2003年

佐藤 信 日韓歴史共同研究委員会第1分科合同分科会での報告一覧

- I 磐井の戦いと東アジア (於・大阪歴史博物館 2003年4月19日) はじめに
 - 一 倭の五王
 - 二 磐井の戦い
 - 三 大王と地方豪族

おわりに

- II 七世紀日本列島における外国文化の受容(於・国立金海博物館 2003年6月21日) 序言
 - 1. 渡来僧と倭国の貴族
 - 2. 留学生・留学僧の帰国
 - 3. 百済からの亡命貴族
 - 4. 日本の地方豪族と東アジア
 - 5. 長屋王・聖武天皇と東アジア

結語

- III 東アジアと日本の古代都市(於:国立大邱博物館 2003 年 10 月 18 日)
 - はじめに一東アジア古代都市の都市性一
 - 1 古代東アジアの都城
 - 1. 1 中国の都城
 - 1. 2 朝鮮の都城
 - 1. 3 渤海の都城
 - 2 古代日本の宮都
 - 2. 1 藤原京
 - 2. 2 平城京
 - 3 東アジア古代都市の都市性
 - 3. 1 王権と首都
 - 3. 2 都城と儀礼・対称性
 - 3. 3 都市と宗教
 - 3. 4 都市の階層性
 - 3.5 都市と流通経済
 - 3. 6 都市民の形成

おわりに

IV 倭の仏教受容と東アジア (於・国立光州博物館 2004年2月22日) はじめに

- 一 百済から倭への「仏教公伝」
 - 1. 百済・聖明王による倭への「仏教公伝」
 - 2. 倭の仏教受容と東アジア
- 二 百済・加耶をめぐる朝鮮半島の情勢と倭
- 三 倭の国内情勢と仏教受容
 - 1. 蘇我氏の仏教受容
 - 2. 蘇我·物部戦争
 - 3. 飛鳥寺 (法興寺) の造営と蘇我馬子
- 四 飛鳥の仏教と東アジア
- 五 大王 (天皇) 家の仏教受容

むすびにかえて

- V 六世紀の朝鮮半島三国と倭をめぐって (於・奈良県公会堂 2004年4月10日) はじめに
 - 一 加耶史をめぐって
 - 二 磐井の戦いと東アジア
 - 1. 倭の五王
 - 2. 磐井の戦い
 - 3. 大王と地方豪族
 - 三 倭の仏教受容と東アジア
 - 1. 百済から倭への「仏教公伝」
 - (1) 百済・聖明王による倭への「仏教公伝」
 - (2) 倭の仏教受容と東アジア
 - 2. 百済・加耶をめぐる朝鮮半島の情勢と倭
 - 3. 倭の国内情勢と仏教受容
 - (1) 蘇我氏の仏教受容
 - (2) 蘇我·物部戦争
 - (3) 飛鳥寺(法興寺)の造営と蘇我馬子
 - 4. 飛鳥の仏教と東アジア
 - 5. 大王 (天皇) 家の仏教受容
 - 四 漢字文化の受容と朝鮮三国・倭
 - 五 「大臣外交」

むすびにかえて

- VI 六世紀の朝鮮半島三国と倭(於・ソウルオリンピアホテル 2004年6月3日) はじめに一あたらしい六世紀の日韓関係史に向けて一
 - 1. 加耶史研究の新展開
 - 2. 磐井の戦いと東アジア

- (1)「倭の五王」から六世紀の倭王権へ
- (2) 筑紫君磐井の戦い
- (3) 大王と地方豪族
- 3. 倭の仏教受容と東アジア
 - (1) 百済から倭への「仏教公伝」
 - (2) 朝鮮半島の情勢と倭
 - (3) 蘇我氏の仏教受容と飛鳥寺造営
 - (4) 大王 (天皇) 家の仏教受容
- 4. 漢字文化の受容と朝鮮三国・倭
- 5. 古代の「大臣外交」

むすびにかえて